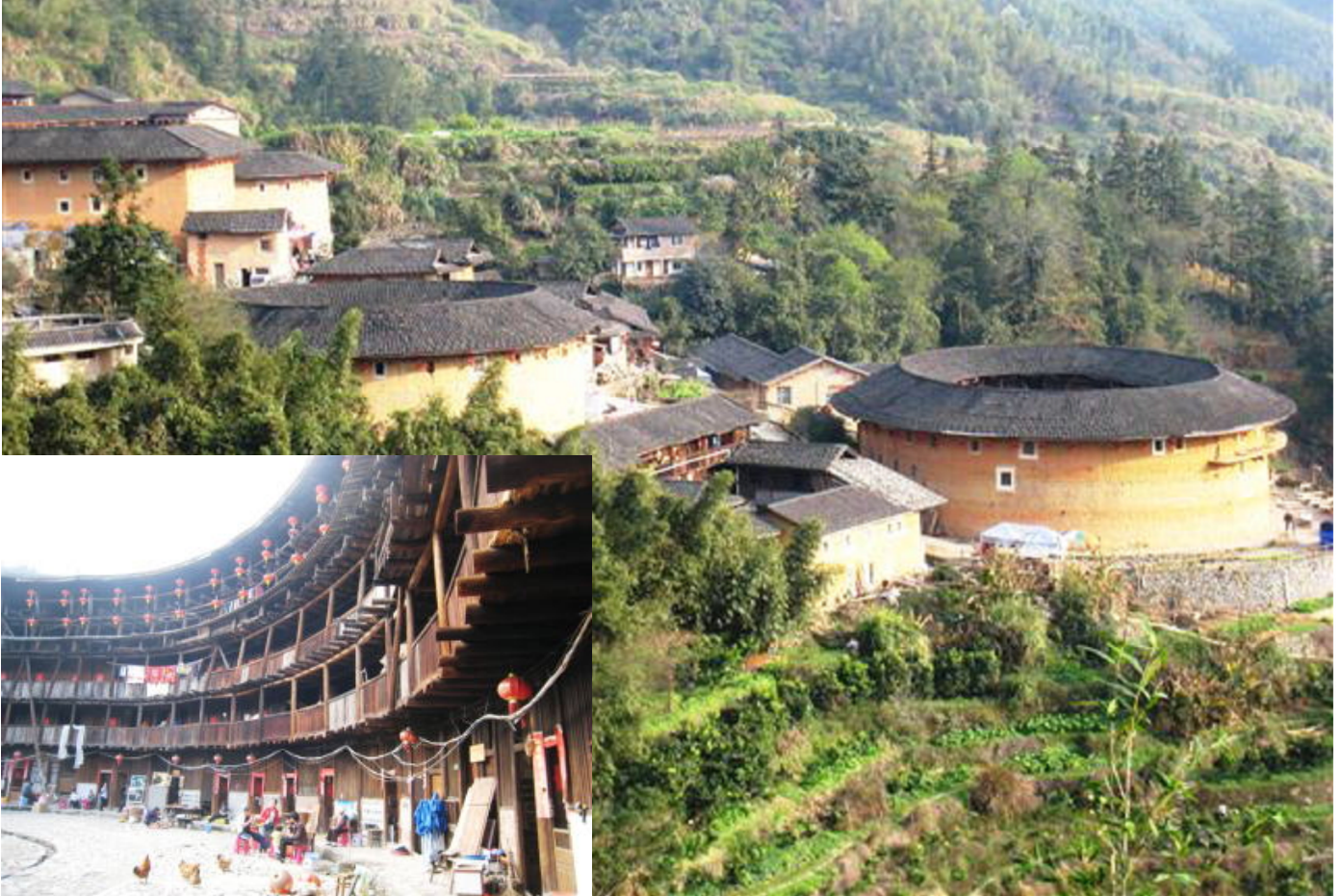


実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都第一溶接協会
社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
株式会社 三浦事務所
発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
産学協同センター
電話 03-3685-5700 (代表)
編集発行人 三浦 繁夫 © 2010
毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



中国福建省 客家の土楼

編集部撮影

客家とはもともと黄河中下流の中原の豪族で、戦乱を避けるため一族で華南に移住してきた漢民族。土楼は独特の形をした客家の住宅。土や木材で巧みに造られ、外敵に備え、要塞のように優れた防衛機能を持っている。1200年以上の歴史を誇り、現在でも一族数百人が共同生活を送っているものもある。客家精神をもとに、政財界に著名人を輩出、孫文、鄧小平、胡耀邦、台湾李登輝、シンガポールリー・クアンユー、タイガーバーム胡文虎、宋家三姉妹など枚挙に遑が無い。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

研修会のご案内

主催 東部労働福祉協会

日 時：平成22年4月6日(火) 午後1時30分～3時40分
会 場：産学協同センター4階講堂 東京都江東区大島3-1-11
(都営新宿線西大島駅下車A3出口徒歩1分)
演 題：「職場のトラブル予防法 ―改正労働基準法を中心に―」
講 師：弁護士 小川 英郎 氏 (ウェール法律事務所)
申 込 み：TEL 03-3685-5700 FAX 03-5609-1665

※参加は無料です。多数のご参加をお待ちしております。

協賛 株式会社 三浦事務所 <http://www.miura21.co.jp>
一般社団法人 東京都第一溶接協会 <http://www.jwes-1st.jp>



◆ 第47回ボイラー溶接士 溶接技能競技全国大会開催 ◆

(社) ボイラ・クレーン安全協会

当協会主催、厚生労働省後援、日刊工業新聞社協賛の第47回ボイラー溶接士溶接技能競技全国大会が1月22日、東京都江東区の産学協同センターで開催された。

22事業場から代表選手38名が参加し、外観、X線、曲げ、競技時間、不安全行為などの審査の結果、次のとおり入賞者が決定した。

順位	選手氏名	事業場名	所在地
優勝	佐藤竜矢	東北発電工業株式会社 溶接工場	宮城
2	佐藤秀明	東光鉄工株式会社	秋田
3	栗原明夫	株式会社 日立プラントテクノロジー 土浦事業所	茨城
4	松本正博	福本鐵工株式会社 臨海工場	福島
5	猪瀬充広	株式会社 前川製作所	茨城

第41回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

出場チーム募集中!!

後援：厚生労働省 協賛：日刊工業新聞社

1. 開催期日 平成22年4月16日(金)
2. 開催場所 (社) ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所
〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39
3. 申込締切日 22年3月12日(金)
4. 申込先 (社) ボイラ・クレーン安全協会 教育部
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp



(写真は
第40回全国大会風景)

平成22年度 JIS Z 3410 (ISO 14731)/WES 8103 による

溶接管理技術者(1・2級受験者)のための研修会

主催：社団法人 日本溶接協会

本研修会は、社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による1・2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日時：1級 4月13日(火)～16日(金) 2級 4月26日(月)～28日(水)
- 会場：機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-41-20
- 受講料：1級 50,250円 (1・2級とも演習問題集は含みますが、2級 39,750円 テキスト代は別途)

一般社団法人 **東京都第一溶接協会**

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11

TEL：03-3685-5448

FAX：03-3682-4902

http://www.jwes-1st.jp

ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日時：平成22年5月24日(月)・25日(火)

午前9時30分～午後5時

会場：産学協同センター

東京都江東区大島 3-1-11

受講料：会員24,000円・一般28,000円(テキスト代含む)

試験日：平成22年6月9日(水)

一般社団法人 **東京都第一溶接協会**

TEL：03-3685-5448

FAX：03-3682-4902

URL：http://www.jwes-1st.jp

<従業員副業について>

様々な事情により副業に従事する従業員について、会社はどのような対処をするべきなのでしょう。統計によれば、日本の企業の約半数が副業就労制限を課しているとされています。しかし、労働時間の減少に伴う収入の減少が顕著である現在、一律に副業を禁止することについて、異論が出始める時期に来ているかもしれません。

1. 法的な規制

公務に従事する者については、副業(兼職)を規制する法律はありますが、(国公101条・103条、地公38条など)民間企業で働く者について規制する法律はありません。規制の根拠になっているのは、それぞれの会社で制定する就業規則のみです。しかし、就業規則はあくまでも従業員が会社で就業する際の規則であり、副業に従事する時間＝従業員の個人的な時間について規制をかけられるか否かについての疑問が残ります。

2. 就業規則による

副業の禁止・制限規定の有効性について

就業時間外は本来労働者の自由な時間であるとして、就業規則で兼業を全面的に禁止することは特別な場合を除いて合理性を欠く、というものが主流になっているようです。

なお、合理性が肯定される要素に次のようなものが挙げられています。

- ① 副業の期間・時間の長短あるいは時間帯
- ② 副業の内容が本業に悪い影響を及ぼさないか否か(競争性)
- ③ 副業の内容や態様
- ④ 営利性

個々の判例をみていきますと、①では、昼夜の交替制勤務に従事する者が夜勤に従事した後に、他社で日中に8時間以上の副業をした場合や、トラック運転手の長時間にわたる副業があげられます。制限及び制裁の有効性については、運転に従事する者が、副業による睡眠時間の減少が運転に支障を来し、結果として会社の信用を失墜するような重大な事故を誘発する原因になり得るとされ、会社の処分を肯定しています。これに対し、年間に数日間のアルバイトしただけに留まる者の解雇については、業務への具体的な支障がなかったことも考慮して無効とされています。

②に関しては、競争他社への就職が本業に損失を与えることが予想されるため、処分が認められる場合が多くなっています。

③に関して問われる「態様」とは雇用の形態であり、所謂非正規雇用で就労する場合は、処分が否定される傾向にあります。

④については、副業先で相当の売上をあげている場合には規制を肯定し、本業の収入が低額になった時期に限って行った副業については規定の該当性を否定しています。

3. 処分の妥当性

本業への影響を考慮して、副業を禁止もしくは制限する規定を就業規則に盛り込むのが日本の企業の傾向であり、問題が起こらない限り黙認し続けてきた過去があると司法は認識しているようです。このため、副業制限規定の存在を容認する一方で、処分を無効とする裁判例が比較的多い傾向があります。なお、処分が有効とされる指標には、「使用者の利益侵害の程度」が挙げられます。重篤であると判断された場合では、解雇や退職金の不払いを容認する等の判例もあります。

4. 労働時間制の適用と時間外労働

副業および本業がともに自営業ではなく「労働」である場合には、本業と副業での労働時間を通算した数字が労基法の規制対象となるのか否かの問題があります。なお、労基法38条1項には「事業場を異にする場合」の通算規定があり、行政解釈でも事業主を異にする場合(副業の就労時間)も含まれると解されています。このため、本業から通算した労働時間が8時間を超える場合には、割増賃金の支払い義務が生じるという解釈になります。

しかし本業の事業主が副業での就労を知らない場合には、通算による法違反は故意がないために不成立になるとの主張もあり、行政も労働時間規制を確保する実行措置がない状況を認識しているようです。

労働時間が長時間に及ぶことにより、健康障害が生じることも十分に想定できます。長時間労働を事業主が認知しておきながら、措置もとらないまま何らか健康障害に至った場合には、安全配慮義務違反に問われることもあり得ることでしょう。副業を許可制にしてしまうと、事業主は就労の詳細を知ることになり、リスクも同時に生じてしまうこととなります。また、このような場合の賠償方法等についても、統一した判断もありません。

5. 副業への移動の通勤災害性

本業と副業との事業場間の移動は、従前は労災保険法上の「通勤」に該当しなかったため、労災保険の通勤災害の適用を受けられませんでした。しかし、以下のような条件のもとで、改正法が施行され(2006年4月)、労災保険の対象とされるようになりました。

- ① 移動先の事業場における労務の提供に不可欠なものであること
- ② 通常一の事業場から他の事業場に直接移動する場合には私的行為が介在していないこと
- ③ 事業場間の移動中の災害は、ある程度不可避的に生ずる社会的な危険であると評価できること等

<安い掛金で手厚い補償>

— 労保連の労災上乘せ共済 —

●安い掛金

国の労災保険料(雇用保険料は含まず)の12~13%程度が掛金の目処。もちろん全額損金処理。安さの秘密は労災保険との連動と人件費ゼロ。

●手厚い補償

給付金は一口加入で平均賃金の12日分(障害14等級)~1000日分(障害3級以上・死亡)。

共済のタイプによって違いがあります。共済金は会社に入金されます。これなら示談交渉もスムーズです。オプションで休業保障(平均賃金の20%分)も付けられます。

●手続き簡単

国の労災保険と一体の手続き。労災保険がおればこの共済もあります。

★お問い合わせは

三浦事務所業務部 又は 東部労働福祉協会 へどうぞ

TEL: 03-3685-5700

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表												(社) ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp																														
講習名	事務所	3月			4月			5月			講習名	事務所	3月			4月			5月																									
玉掛け技能講習	東京	9	10	15	16	13	14	東京	2	7	8	7	東京	2	7	8	7	東京	2	7	8	7																						
		21		25		23			13	14	11	17	18	9	15	16		13	14	11	17	18	9	15	16																			
	千葉	3	4			12	13	千葉			1	2					千葉			1	2																							
		7				16					4	10	11							4	10	11																						
	埼玉	3	4	7	8	26	27	埼玉	2								12	13	埼玉	2							12	13																
		7		10		30			6	13	14					15	21	22		6	13	14				15	21	22																
	神奈川	3	4			28	29	神奈川	18										神奈川	18																								
		7				30			21	27	28								21	27	28																							
茨城			8	9			茨城										7	7	9	茨城							7	7	9															
			11														9	16	23							9	16	23																
栃木	9	10	6	7	17	18	栃木	2	19	2	13	11	21	栃木	2	19	2	13	11	21	栃木	2	19	2	13	11	21																	
	11	12	8	9	19	20		3	4	5	20	21	22	3	4	10	14	15	16	12	13	14	22	23	29		3	4	5	20	21	22	3	4	10	14	15	16	12	13	14	22	23	29
甲信					27		甲信												甲信																									
					28	30																																						
小型移動式クレーン運転技能講習	東京			12	13			東京	3	4							10	11	東京	3	4						10	11																
				24					7	14						16	30		7	14						16	30																	
	千葉					19	20	千葉			13	14						千葉			13	14																						
						23						18										18																						
	埼玉							埼玉			14	15						埼玉			14	15																						
												17										17																						
	神奈川	10	11			12	13	神奈川											神奈川																									
		14				16																																						
茨城							茨城										27	28	茨城								27	28																
																30										30																		
栃木	25	26			27	28	栃木			20	21							栃木			20	21																						
	28				30						22											22																						
甲信							甲信	2	3								13	14	甲信	2	3						13	14																
								7											7																									

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0064	甲府市下飯田1-4-6 ワンスコア2階	TEL 055-226-5890 FAX 055-227-1773

ガス溶接技能講習

一、日時・会場
 学科Ⅱ三月九日(火)午前九時〜午後七時、江東区大島三十一(一)一、産学協同センター

実技Ⅱ三月十日(水)午前九時〜午後三時、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料 一三、〇〇〇円
 テキスト代 六〇〇円

JIS溶接評価試験 受験準備講習

一、日時・会場
 三月二十四日(木)
 産学協同センター
 被覆アーク溶接
 半自動アーク溶接

JIS溶接評価試験

日時・会場
 四月十一日(日)
 東京都第一溶接協会
 四月二十五日(日)
 東京都第一溶接協会
 五月八日(土)
 東京都第一溶接協会

アーク溶接作業 従事者特別教育

一、日時・会場
 学科Ⅱ三月十六日(火)午前九時〜午後五時、十七日(水)午前九時〜午後五時、江東区大島三十一(一)一、産学協同センター

実技Ⅱ三月十八日(木)午前九時〜午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料 九、〇〇〇円
 一般 一、〇〇〇円
 実技Ⅱ会員 一、〇〇〇円
 一般 一三、〇〇〇円



<申込先>
 一般社団法人
東京都第一溶接協会
 東京都江東区大島 3-1-11
 産学協同センター内
 TEL 03-3685-5448
 FAX 03-3682-4902

グラインダ特別教育

一、日時・会場
 六月二十九日(火)午前九時〜午後五時、江東区大島三十一(一)一、産学協同センター

二、受講料
 会員 七、〇〇〇円
 一般 九、〇〇〇円

3月 (弥生)

1日 △春の全国火災予防運動(〜7日)
 3日 △ひな祭り
 6日 △啓蟄
 7日 △消防記念日
 8日 △国際婦人デー
 9日 △茨城・鹿島神宮祭頭祭 建築・建材展2010 (第16回)(〜12日)
 12日 △奈良東大寺二月堂 水取り
 13日 ▼第50回溶接技術競技会
 13日 △奈良春日大社祭
 15日 △京都嵯峨釈迦堂お松明 彼岸入り
 18日 △彼岸入り
 20日 △上野動物園開園記念日
 21日 △春分の日
 22日 △振替休日
 22日 △NHK放送記念日
 24日 △奈良・法隆寺会式
 24日 △彼岸明け
 25日 △電気記念日
 26日 △第37回モーターサイクルショー(〜28日 東京ビックサイト)
 27日 △京都表千家利休忌
 28日 △京都裏千家利休忌

※行事・祭は変更になる場合
 があります。事前に関係諸団体に確認下さい。

